

# 消火器の悪質な訪問販売等にご注意を！

全国各地で消火器の悪質な訪問販売などによる被害が多発しています。

埼玉県内でも、立入検査結果書を投函し、消防職員を装う被害が発生しています。また近年、住宅用火災警報器に関しても悪質な訪問販売による被害が増加傾向にあります。下記の手口、注意点を参考にいただき十分に注意してください。



一般の家庭に消防職員や消防団員が消火器などの販売や点検に伺うことはありません。

また、消防署や消防団から第三者に消火器などの販売や点検を依頼することはありません。

少しでも変だなと思ったら、その場で販売には応じず、きっぱり断るなど、以下の事例や注意点を参考に十分に注意してください。

## 悪質な訪問販売等の手口例

- (1)「法律で消火器の設置が義務づけられました。」
- (2)「消防署(消防団)から依頼を受けて町内会を回っています。」
- (3)「この地域は申し合わせで消火器を置くことになっています。」

など、言葉巧みに消火器の販売や点検を行うように迫り、代金だけを騙し取る手口が発生していますので注意してください。



## 被害に合わないための注意点

- (1)一般の家庭に消火器の設置義務や点検義務はありません。
- (2)直ぐに販売に応じず家族に相談するなど、怪しいと思ったらきっぱり販売や点検を断る。
- (3)書類(契約書)に押印や署名を絶対にしない。
- (4)相手が脅迫的な言動に出たときは、警察や消防に通報する。

## お問い合わせ

吉川松伏消防組合消防本部 予防課

TEL 048-982-3919